

砺波市耐震改修促進計画 -概要版-

第1章 計画の目的と位置づけ

1 計画の目的

本計画は、建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月）が導入される以前の建築物の耐震化を図り、目標と施策等を定め、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することにより、地震による建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、市民の生命や財産を守ることを目的とします。

また、「富山県耐震改修促進計画」においては、住宅の耐震化率について、令和17年度(2035年度)までに95%、多数の者が利用する建築物の耐震化率については96%を目標としています。

2 計画の位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」）第6条第1及び国土交通省告示「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」に基づき策定します。また、「富山県耐震改修促進計画」及び「砺波市地域防災計画」との整合を図ります。

3 計画期間

令和8年度から令和17年度(2035年度)までとし、令和17年度(2035年度)の目標を設定します。社会情勢の変化や計画の実施状況に適切に対応するため、定期的に検証を行い必要に応じて施策の見直し等の計画改定を行います。

4 計画策定の背景

令和7年に耐震改修促進法が改正されたことを背景に富山県では、住宅及び建築物の令和17年度(2035年度)の耐震化率の目標や耐震改修促進施策等を定めた「富山県耐震改修促進計画」が令和8年3月に改定されたことや、平成30年11月に改定した「砺波市耐震改修促進計画」の計画期間が令和7年度末に終期を迎えたこと等から、本市における耐震化率の現状をふまえ、計画を改定します。

第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 住宅の耐震化の現状と目標

（1）耐震化の現状

市内の令和5年度住宅総数は16,360戸と推計されます。このうち、耐震性があると思われる住宅は13,793戸、耐震化率は84%と推計され、平成30年度と比較すると4ポイント高くなっています。

（2）耐震化の目標

砺波市では、現状の耐震化率及び県の目標値を考慮し、令和17年度(2035年度)末における耐震化率を県目標と同様の95%以上することを目標とします。目標達成のためには、1,749戸の耐震化が必要となります。

2 建築物の耐震化の現状と目標

（1）多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

市内令和6年度、多数の者が利用する建築物の総数は、公有と民間のものを合わせ市内に161棟あり、このうち耐震性のあると思われる棟数は、150棟で耐震化率は約93%となっています。平成29年度市の約90%と比較すると3ポイント上回っています。

砺波市	H30	R5	R17(2035年) 目標
耐震化率	80%	84%	95%
富山県	H30	R5	R17(2035年) 目標
耐震化率	80%	84%	95%

種別	所有区分	全数 A	S57 以降の 建築物 B	S56以前の 建築物 耐震性有 り (推計) C		耐震化率 (推計) E=(B+C)/A
				耐震性 不十分 D		
1 被災時に拠点となる施設及び救護施設 庁舎、警察署、消防署、病院、診療所等	公有	11	6	4	1	91%
	民間	5	5	0	0	100%
2 住民の避難所等として使用される施設及び緊急時利用施設 公民館、小中学校、高等学校、体育施設、社会福祉施設等	公有	51	29	22	0	100%
	民間	6	6	0	0	100%
3 比較的滞在時間の長い施設 ホテル、旅館、賃貸住宅等	公有	10	10	0	0	100%
	民間	42	36	2	4	90%
4 多くの者が集まる集客施設 劇場、展示場、図書館、集会場、店舗等	公有	1	0	0	1	0%
	民間	8	7	0	1	88%
5 その他の特定建築物 事務所、工場、庫庫等	公有	0	0	0	0	—
	民間	27	21	2	4	85%
合 計		161	120	30	11	93%

（2）多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

砺波市においても県同様に耐震化率96%以上を目標として耐震改修の促進に取り組みます。また、公共施設においては、災害時の防災拠点となる施設、指定避難所となる施設、被災者の受け入れ先となる施設が多いことから、耐震化率の向上を特に重視します。

（3）優先的に耐震化すべき市有建築物及び指定避難所の耐震化の現状

市有建築物のうち、災害時に庁舎は災害対策本部や被害情報収集、病院は医療救護活動、学校・保育所等は指定避難所として活用されます。市有建築物の耐震化を進めることは、災害時の利用者の安全確保や被災後の応急対策活動の拠点としての機能確保の観点からも、耐震化を速やかに進める必要があり、今後の目標としては、耐震性が不十分な建築物を概ね解消することとします。

砺波市	H29	R6	R17(2035年) 目標
耐震化率	90%	93%	96%
富山県	R1	R6	R17(2035年) 目標
耐震化率	90%	92%	96%

第3章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

1 耐震化の取組み基本方針

住宅・建築物の所有者等が耐震診断及び耐震改修を計画的に実施できるような環境の整備や必要な施策を検討し、本計画により、一層の耐震化が促進されるよう努めるものとします。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援

（1）住宅の耐震化支援

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ①木造住宅耐震診断支援事業 | ⑤住宅瓦屋根耐風改修支援事業 |
| ②木造住宅耐震改修支援事業 | ⑥住みよい家づくり資金融資制度(県融資制度) |
| ③木造住宅耐震改修補強計画策定 | ⑦木造住宅耐震化支援事業の推進 |
| ④危険ブロック塀等撤去支援事業 | ⑧住宅耐震化緊急促進アクションプログラム |

（2）建築物の耐震化支援

- ①要緊急安全確認大規模建築物の耐震化支援
- ②多数の者が利用する建築物等の耐震化支援

（3）国による住宅・建築物に係る税制・融資制度

- ①住宅ローン減税
- ②住宅金融支援機構による融資制度

3 大地震に備えた住宅・建築物に関する事前対策の推進

（1）地震時の総合的な安全対策

（2）被災建築物応急危険度判定等の体制の整備

（3）倒壊等により周囲に危害を及ぼす恐れのある空き家への対策

（4）かけ地近接等危険住宅移転事業の実施



第4章 啓発および知識の普及に関する事項

1 相談体制の充実

砺波市建設水道部都市整備課に相談窓口を設置するとともに、建築関係団体で構成する「砺波市地域住宅相談所」や「とやま住まい情報ネットワーク住宅相談所」との連携を図りながら、木造住宅の耐震に関する点検方法や補強方法の概要など、耐震化へ向けての普及啓発に努めます。

2 啓発及び知識の普及

- （1）適切な情報提供やセミナー等の開催
- （2）耐震診断・改修マニュアル等の広報活動
- （3）リフォームに併せた耐震改修の誘導策
- （4）自治会等との連携策・取組み支援策
- （5）富山県との連携

